

新型コロナウイルス感染症

山形県・山形市

緊急事態宣言

期間：3月22日～4月11日

山形県・山形市「緊急事態宣言」

緊急対策（期間：3月22日～4月11日）

1 感染抑制対策

（1）実効性のある対策徹底の要請

- 山形市全域で不要不急の外出や移動を自粛してください。
- 特に混雑する時間帯や混雑する場所へは、できるだけ行かないようにしてください。
- 多人数での旅行は自粛・延期し、家族・友人などとの少人数の旅行も、今は慎重に判断してください。
- 催物の開催基準に合致する場合も、集会・イベントの開催は慎重に判断してください。
- 職場でのクラスターが発生していることを踏まえ、休憩時間も含めた感染防止対策を徹底してください。
- 山形市以外の方については、山形市との往来は可能な限り控えてください。

山形県・山形市「緊急事態宣言」

緊急対策（期間：3月22日～4月11日）

1 感染抑制対策

（2）飲食店への呼び掛けの強化

- 民間企業・各関係団体の協力による広報の実施
- 飲食店への個別通知の実施
- 繁華街での呼び掛けの実施

山形県・山形市「緊急事態宣言」

緊急対策（期間：3月22日～4月11日）

2 早期発見と感染拡大防止対策

（1）高齢者施設における検査体制等の強化

- 感染拡大地域（山形市）内の高齢者施設において、
幅広い検査を実施
⇒今後これ以上のクラスター発生が確認された
場合、入所系施設職員を対象とした検査を実施
（その後、対象範囲を拡充）

山形県・山形市「緊急事態宣言」

緊急対策（期間：3月22日～4月11日）

2 早期発見と感染拡大防止対策

（2）保健所体制強化による感染の封じ込め

○山形市保健所への緊急応援

- ・山形市保健所における業務状況を踏まえ、山形市が
応援要請した場合、県は速やかに職員派遣などの緊急
応援を実施**

山形県・山形市「緊急事態宣言」

緊急対策（期間：3月22日～4月11日）

3 営業時間短縮要請に向けた機動的な発動

○今後、これ以上の病床ひっ迫となった場合、飲食店に対する営業時間短縮の協力要請を速やかに行う。